

理事会 議題

1. 開催日時 平成30年12月7日(金) 14:30～
2. 開催場所 高知県建設会館 4階ホール
3. 理事数 39名 定足数2分の1 20名
出席理事 名
4. 次第

(1) 開会

(2) 働き方改革関連法について

説明：高知労働局 雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 矢野 毅 様

(3) 議事

- ①新規入会者について …資料1
- ②下水道部会規程の改定について …資料2
- ③参議院議員選挙について …資料3
- ④報告事項及びその他議題について
 - ・当協会の人材確保事業について …資料4
 - ・事業者向けコンプライアンス研修の追加開催について …資料5
 - ・今後の公共事業動向について …資料6
 - ・公共工事の円滑な施工確保について …資料7
 - ・来年度の入札契約制度の改正について (資料なし)
 - ・コンプライアンス委員会からの注意事項について (資料なし)
 - ・(一社)四国クリエイト協会からの情報提供について …資料8
 - ・65歳超雇用推進助成金のご案内について …資料9
 - ・今後の会議日程について …資料10

高知県建設業協会理事会 出席者名簿

平成30年12月7日

4階ホール

14:30～

役職名	氏名	商号	会議	ドカタ塾	懇親会
会長	吉村文次	(株)轟組	出席	出席	出席
副会長	西野精晃	(有)西野建設	出席	出席	出席
"	杉本貞雄	杉本土建(株)	出席	出席	出席
"	國藤浩史	須工ときわ(株)	出席	出席	出席
"	土居三平	(株)土居建設	出席	出席	出席
"	杉原庄二	(株)三宝工務店	出席	欠席	欠席
理事	三谷修一	(株)三谷組	出席	出席	出席
"	山本 總	(有)山又建設	出席	欠席	欠席
"	石建 守	(株)石建組	出席	欠席	欠席
"	礮部昌平	(有)礮部組	出席	出席	出席
"	岡崎 隆	四国開発(株)	出席	出席	出席
"	常德和也	ジョウトク建設(株)	出席	欠席	出席
"	豊永英雄	(株)東豊興業	出席	出席	出席
"	佐古田光昭	(株)長重建設	出席	出席	出席
"	尾崎盛裕	尾崎建設(株)	出席	出席	出席
"	尾崎憲祐	大旺新洋(株)	出席	欠席	欠席
"	三谷勝水	ミタニ建設工業(株)	出席	出席	出席
"	横山 巖	入交建設(株)	出席	出席	出席
"	西村 高	(有)土佐土建	出席	出席	出席
"	森本修久	(株)森本興業	出席	出席	出席
"	嶋崎勝昭	(株)晃立	出席	出席	出席
"	織田隆寛	織田建設(有)	出席	出席	出席
"	三本稔彦	(有)三本建設	出席	出席	出席
"	松元秀人	(有)松元建設	出席	出席	出席
"	田邊 聖	(株)田邊建設	出席	出席	出席
"	佐田 博	刈谷建設(株)	出席	出席	出席
"	福原紀夫	福原建設(株)	出席	出席	出席
"	山本 修	山本建設(株)	出席	出席	出席
"	所谷昌幸	所谷建設(株)	出席	出席	出席
"	沢良木基希	沢良木建設(株)	出席	出席	出席
"	新谷 茂	新谷建設(株)	出席	欠席	出席
"	中島 久	中島建設(有)	出席	欠席	欠席
"	上原昭彦	(株)上原プロジェクト	出席	欠席	欠席
"	山下繁治	(有)山下工務店	出席	欠席	欠席
"	結城裕雅	三和建設(有)	出席	出席	欠席
"	市原悦宏	(有)平成技建	出席	欠席	欠席
"	大場智公	福留開発(株)	出席	出席	出席
"	山崎一志	高大建設(株)	出席	出席	出席
専務理事	川上勲夫		出席	出席	出席
(理事定数39名/ 名出席)					
監事	小西啓太	関西新洋米村(株)	出席	出席	出席
"	島崎栄浩	(株)島崎建設	出席	欠席	欠席
"	高橋和宏	日成土木(株)	出席	出席	出席
"	伊与田和彦	(株)伊与田組	出席	出席	欠席
"	丁野敏明	(株)響建設	出席	欠席	欠席

新規入会者について

所属	商号	読み	代表者名	住所
高知支部	有限会社 大建	ダイケン	宮崎美津男	高知市西秦泉寺384-7
	有限会社 横山建設	ヨコヤマケンセツ	横山純也	高知市介良乙1899-1
	はつほ商事 有限会社	ハツホシヨウジ	山影光延	高知市一ツ橋町2-77

下水道部会規程の改定について

第13条（慶弔）

改正内容 第13条規程の（別表第3）の改正

1. 慶事

改正前⇒	建設業に関して功労があり国又は県から表彰されたとき 下水道部会員 祝金 <u>5万</u> 職員 祝金 <u>3万</u>
改正後⇒	建設業に関して功労があり国又は県から表彰されたとき 下水道部会員 祝金 <u>3万</u> 職員 祝金 <u>2万</u>

2. 弔事

改正前⇒	本人死亡 下水道部会員 花環香典 <u>5万円以上</u> ・・・ 職員 花環及び香典 <u>3万円以上</u> ・・・
改正後⇒	本人死亡 下水道部会員 花環香典 <u>3万円以上</u> ・・・ 職員 花環及び香典 <u>2万円以上</u> ・・・

H30.12.7（理事会に上程）

一般社団法人高知県建設業協会 下水道部会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）定款第35条の規定に基づき、この下水道部会について必要な事項を定める。

(名 称)

第2条 この下水道部会は一般社団法人高知県建設業協会下水道部会（以下「下水道部会」という。）と称する。

(事 業)

第3条 この下水道部会では、定款第3条の目的を達成するため、定款第4条に掲げる事業の内、下水道に関する事業を扱う。

(下水道部会員及び下水道部会賛助会員)

第4条 下水道部会員 協会正会員の内建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する建設業者で、下水道部会の目的及び事業に賛同する者。

下水道部会賛助会員 下水道部会の目的及び事業に賛同する者。

(入会・入会金)

第5条 下水道部会へ入会を希望する者は、第1号様式による入会申込書に下水道部会員である推薦人2名の署名を添えて下水道部会長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込書には第2号様式による誓約書を添付しなければならない。

3 入会承認の可否は次の審査基準により下水道部会理事会が決議する。その結果は定款に定める理事会に報告しなければならない。

(1) 高知県及び高知県内市町村の指名業者

(2) 建設業の許可を受けた後1年以上の営業歴を有する者

4 入会を承認された者は、下水道部会理事会が定める入会金を納めなければならない。

5 下水道部会員の資格は、入会金を納入した日から効力を生ずるものとする。

6 既納の入会金は原則として返還しない。

(下水道部会役員)

第6条 下水道部会に次の役員を置く。

①下水道部会理事 15名以内

②下水道部会監事 若干名

- 2 下水道部会理事のうち1名を部会長、2名以内を副部会長とする。また、下水道部会専務理事及び下水道部会常務理事を各1名置くことができる。
- 3 下水道部会理事候補者及び下水道部会監事候補者は下水道部会正副部会長が選出し、理事会で承認を得たものを下水道部会総会の決議により選任する。
- 4 下水道部会長は、下水道部会理事の互選により決定し、副部会長は部会長により任命する。
- 5 下水道部会役員の任期は定款第16条の規定を準用する。
- 6 定款12条に規定する下水道部会選出の役員は、下水道部会役員から選出する。
- 7 下水道部会理事及び下水道部会監事に関する事項は定款の規定を準用する。

(下水道部会総会)

第7条 下水道部会総会は下水道部会員全員をもって組織する。

- 2 下水道部会総会で決議する事項について、下水道部会員全員が書面によって承認した場合は、当該提案を可決する旨の下水道部会総会の決議があったものとみなす。
- 3 その他必要な事柄は定款の規定を準用する。

(下水道部会理事会)

第8条 下水道部会に下水道部会理事会を置く。

- 2 下水道部会理事会は下水道部会理事全員をもって構成する。
- 3 下水道監事は、下水道理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 その他必要な事柄は定款の規定を準用する。

(下水道部会専門委員会)

第9条 下水道部会に次の下水道に関する専門の委員会を置く。

総務専門委員会

技術専門委員会

労務安全専門委員会

- 2 前項の他に必要に応じて特別委員会を設置することができる。
- 3 各委員会の分担事項は次の通りとする。

総務専門委員会

- (1)下水道業界組織に関する事項
- (2)下水道部会の運営に関する事項
- (3)他の委員会に属しない事項

技術専門委員会

- (1)下水道関係の法令諸制度に関する事項
- (2)下水道工事に関連する単価、歩掛等に関する事項
- (3)工法、技術の進歩向上及び機械化に関する事項

労務安全専門委員会

- (1)労務関係法令及び諸制度に関する事項
 - (2)労働災害防止対策の充実促進に関する事項
 - (3)安全衛生パトロールの実施に関する事項
 - (4)その他安全衛生に関する事項
- 4 委員は下水道部会長が下水道部会理事会の承認を得て委嘱すものとし、その任期は下水道部会役員の任期に準ずる
 - 5 各委員会は10名以内をもって構成し、委員長1名と副委員長若干名を置く。
 - 6 正副委員長は当該委員会委員の互選により決定する。

(会 計)

第10条 下水道部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 下水道部会の会計帳簿は次の通りとする。

- ①金銭出納帳
- ②元帳
- ③銀行勘定帳
- ④その他必要な補助簿

3 下水道部会の金銭出納は、下水道部会長の印章を捺印した振替伝票によらなければならない。

4 下水道部会の取引銀行は四国銀行もしくは高知銀行とする。

5 下水道部会事務局長の専行にてできる支出は次の通りとする。

①旅費の概算及び清算

②予算規定科目（予備費を除く）の一件三万円未満の支出

6 下水道部会の金銭支出には、特別の場合を除き、外証書類を添付しなければならない。

7 その他会計について必要な事柄は、下水道部会理事会において定める。

(会費)

- 第11条 下水道部会員は、下水道部会運営費を納入しなければならない。
- 2 下水道部会運営費の下水道部会員負担額は、別表第1の基準により、毎年度当初に下水道部会理事会で定める。
- 3 特別の事由により徴収の必要が生じた場合、下水道部会長が下水道部会理事会の決議を経て、徴収することができる。
- 4 既納の部会運営費は原則としてこれを返還しない。
- 5 下水道部会員が下水道部会運営費を滞納した場合は、定款第7条及び10条の規定を準用する。
- 6 下水道部会賛助会員の下水道部会運営費は、下水道部会理事会において定める。

(旅費)

- 第12条 役員及び事務局職員が下水道部会用務のため出張するときは、別表第2に定める旅費を支給する。

(慶弔)

- 第13条 下水道部会員及び事務局職員の慶弔は、別表第3に定める基準により金員を贈与する。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月7日から施行する。

別表第1

1. 会費基準

- ①高知県入札参加資格土木一式の格付け【前年度】を元に算出。
- ②格付けがAランクで、主たる営業所を高知市に置く会員は、10万円とする。
- ③格付けがAランクで、主たる営業所を高知市外に置く会員とBランクで主たる営業所を高知市に置く会員は6万円とする。
- ④格付けがBランクで主たる営業所を高知市外に置く会員とC、Dランク、無ランク会員は3万円とする。

2. 会費基準を元にした会費額

①A ランク（高知市内主たる営業所）	10万円
②A ランク（高知市外主たる営業所）	6万円
③B ランク（高知市内主たる営業所）	6万円
④B ランク（高知市外主たる営業所）	3万円
⑤C、D、無ランク	3万円

別表第2

「旅費支給基準表」

1. 交通費

職別 \ 区分	航空機	鉄道	船舶	バス	車賃
役員	エコノミー クラス実費	普通	一等	実費	実費
職員	〃	〃	〃	〃	〃

備考 (1) 鉄道の場合は特急列車を運行する区間は、特急料金及び座席指定料金を支給する。

(2) 県外出張の場合、車賃のほかに1日3,000円を移動費として支給する。

2. 日当

職別 \ 区分	県内	県外	政令都市
役員	3,000円	3,500円	4,000円
職員	2,500円	3,000円	3,500円

3. 宿泊料

職別 \ 区分	県内	県外	政令都市
役員	10,000円	13,000円	16,000円
職員	9,000円	12,000円	15,000円

備考 行動基準は勤務時間を標準とする。

4. 出席旅費

下水道部会役員、下水道部会委員等が会議等への出席のため県外に出張する場合は、通常旅費に出席旅費として会議等の当日に限り1日4,000円を加算して支給する。

「慶弔基準表」

区 分		下水道部会員	職 員
慶 事	建設業に関して功労があり国 又は県から表彰されたとき	<u>祝金 3万円</u>	<u>祝金 2万円</u>
	本人の婚姻	その都度必要に応じて下水道 部会長が決定贈与する。	祝金1万円以上とし、その都度 下水道部会長が決定贈与する。
弔 事	本人の死亡	<u>花環香典3万円以上</u> を下水道 部会長が決定贈与する。	<u>花環及び香典2万円以上</u> を下 水道部会長が決定贈与する。
	家族の死亡	配偶者及び一親等の者につい ては香典1万円以上を下水道 部会長が決定贈与する。	その都度必要に応じて下水道 部会長が決定贈与する。
	本人の病気	その都度必要に応じて下水道 部会長が決定贈与する。	その都度必要に応じて下水道 部会長が決定贈与する。
	水震火災その他非常災害によ り住居又は家財に損害を受け たとき	被害の程度に応じて下水道部 会長が定める見舞金	被害の程度に応じて下水道部 会長が定める見舞金
その他		その都度必要に応じて下水道部会長が決定する。 下水道部会員でない役員、委員の慶弔についても同様とする。	

次期参議院議員選挙
推薦候補予定者（案）

- 高知・徳島合区選挙区 高野光二郎（自由民主党）

- 比例代表 佐藤信秋（自由民主党）

- 比例代表 山本ひろし（公明党）

推薦依頼書

公明党は、第二十五回参議院議員通常選挙に際し、「山本ひろし」を比例区の党公認予定候補として決定致しました。

つきましては、貴機関におかれましても、ご検討のうえご推薦を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

平成三十年十一月六日

公明党

代表 山口那津



一般社団法人高知県建設業協会

会長 吉村文次 殿

建設業協会の人材確保・育成関連事業

	建設業の広報	人材確保・育成
既存事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビCM、ラジオCM ・ こうち防災フェスタ (イケメンコンテスト) ・ けんせつの絵コンテスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設労働者緊急育成支援事業 (一般求職者) ・ 現場見学会、インターンシップ (高校生・高専生) ・ 新入若手社員向け研修会 (会員企業社員)
新規事業 <u>(検討事項)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業 (会員) の企業情報誌 (過去の求人実績を紹介) ・ 建設業 (会員) の求人サイト ・ 企業情報誌、求人サイトの広報 (テレビCM等) ・ 工業高校、高専対象「建設業界ガイダンス」「県内企業研究会」等 	



高建発 第145号
平成30年12月 日

会員各位

(一社) 高知県建設業協会
会 長 吉村 文次
労務委員長 玉木 大祐

高校生の採用に向けた企業情報誌の作成について

=お知らせ=

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当協会では、建設業の人材確保の一環として、会員企業限定の企業情報誌を作成し、県内の高等学校に配布することといたしました。

この情報誌は、県内の高校2年生向け(新3年生)に建設会社への入職促進を目的に作成するもので、建設業の魅力や仕事内容、県内各地域の建設会社の紹介、採用情報などを掲載する予定です。高校生は、建設業については漠然とした認識しかなく、建設会社についての知識や情報はほとんどないのが現実です。少しでも早く建設会社の採用情報を知らせて、生徒はもとより親御さんにも、就職活動の選択肢のひとつとして認識してもらうことが必要だと考えました。

つきましては、高校生の採用をご検討の会員企業様には、平成30年度以前※の求人情報を高知県建設業協会のホームページから専用フォーム(高校生採用に向けた企業情報入力フォーム)に入力していただきましたら、無料で【高校生の新規採用に向けた企業情報誌】に掲載させていただきます。

ご多忙の中、大変恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

※高校生の求人公開は7月以降となっています。当情報誌では平成30年度以前の求人情報を掲載いたします。

記

■入力の締切日、入力方法について

- (1) 採用情報入力：平成30年12月27日(木)までにお願いします。
- (2) 入力方法：①まず、高知県建設業協会のホームページを立ち上げます。②ホームページ上部にある**会員専用**をクリックします。③ユーザー名:k o k e n k y o パスワード:1 4 2 6 ④=アンケート・申込=にある「高校生採用に向けた企業情報入力フォーム」をクリック。⑤フォームの項目に従い入力してください。

※ご不明な点やご質問がございましたら、下記担当者までお電話くださいますようお願い申し上げます。[電話(088)822-6181 担当者 岡崎・竹内・山岡]



エリアで探す

業種で探す

職種で探す

雇用形態で探す

タグで探す

検索結果：24件

アルバイト・パート	全店	よどやドラッグ 徳島	10～21 00.07.15海翌	時 800円～900円
アルバイト・パート	全店	よどやドラッグ 徳島	10～24 00.07.15海翌	時 800円～1,000円
アルバイト・パート	全店	よどやドラッグ 徳島	8 02～13 00	時 800円～850円
アルバイト・パート	全店	よどやドラッグ 徳島	7 03～11 00	時 800円～950円
アルバイト・パート	全店	よどやドラッグ 徳島	15 00～24 00.07.14～5海翌	時 800円～1,000円
アルバイト・パート	全店	よどやドラッグ 徳島	17 00～24 00.07.14～5海翌	時 850円～963円
アルバイト・パート	全店	よどやドラッグ 徳島	9 00～21 00.07.14～5海翌	時 800円～900円

PC × スマホ 利用者からの 応募者数が増える

indeed®

日本最大の求人情報サイト！
月間訪問 1000 万人を超え、
スマホからのエントリー率 70%

ハイクオリティ

ハイスピード

月間訪問
1000万人

日本最大の求人情報サイト



採用への近道は「求職者目線」が必要！！

就職活動を行う上での有益な情報源【志望企業の研究】



※上位3つまでの複数回答

出展：キャリアタス就活2017学生モニター調査

この調査からは、若年層の求職者が働き先について“個別企業のホームページ”をもっとも有益な情報源としていることが分かります。

つまり若年層を求める企業は、自社の採用ページを強化し、求職者に魅力を伝えることが重要となってきます。

スマホ検索が「当たり前」の時代に！！

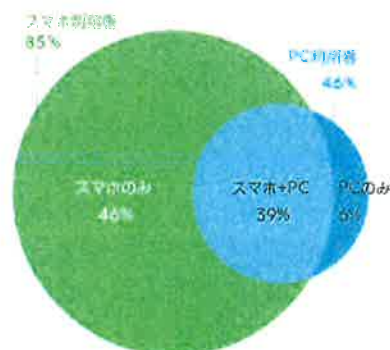
LINE が全国で実施した「インターネットの利用環境に関する調査結果」

ネットを週に1回以上する、15～59歳の男女
計759人に利用時のデバイスを尋ねています。

スマホのみ ————— 46%
スマホとPC両方利用 ——— 39%
PCのみ ————— 6%

スマホ利用者
計85%

インターネット利用時の使用デバイス調査



特に10代、20代は、スマホのみと答えた人が70%に達し、
30代もスマホのみと答えた人が50%を上回っており、
半数以上の人々がネット利用時にスマホをメインに使用していることが判明しました。

LINE@ 2017年4月全国調査によるDATA

indeed[®] は最強の求人検索ツール!!

その役割は、検索している求職者に最適な求人情報を日本中から見つけ出してくれるということ！
マイナビやタウンワーク等の大手求人媒体広告、ハローワークの求人まで、WEB 上にある欲しい情報をまるごと検索。
indeed なら御社が HP で公開している求人情報を直接掲載し求職者との間を繋ぎます。
もちろん従来の求人広告のように決まった掲載期間やメ切日はありません。



indeed[®] の料金体制

有料掲載
(スポンサー掲載)

メリット

目立つ位置、クリックされやすい位置に表示。
無料と比べると**クリック率は約 5 倍**

デメリット

有料掲載中は状況に合わせて
消費する金額の調整をする必要があります。

無料掲載
(掲載には登録作業が必要です)

メリット

コストが ¥0 でお試しからスタートできます。

デメリット

効果が出づらい。
クリックされやすい表示位置に掲載されない。
情報の新しさも表示位置に関係しているので、
時間が経つほど露出も減ってしまいます。

クリック課金制

従来の求人広告は、「効果はどうあれ、○週間掲載で△万円」という形がほとんどですが、
indeed の場合、**料金が発生するのは掲載している情報がクリックされたとき**です。
つまり、検索者が自社のページに訪れた瞬間。これが“クリック課金制”なのです！

入金はチャージ制

消費されるのはチャージされた分までだから安心です。
入金以降は検索者が求人情報ページに訪れた瞬間だけ消費！募集状況で料金は持ち越し可能です！
お金が消費されている＝情報を見ている＝応募につながる
まさに求人広告にはできないコストカットです！

indeed[®] の運用は正規代理店にお任せください



ハイクオリティー

結果に裏付けされたノウハウをご提供

ハイスピード

最短 10 営業日でスピード納品

CPC 広告 (クリック課金制)

短期間で採用効果を集中させたい場合におすすめ!!
絶えず上位表示が約束され、クリック単価も平均 15 ~ 90 円程度

1 番効果の高い
自社 HP への誘導

indeed に完全対応した採用 HP を作りたい

弊社の開発した indeed 求人募集システム「おまかせ Q-JIN」を入力し
御社 HP へ貼り付けるだけ！もちろんスマホにも完全対応！

現在持っている自社 HP 採用サイトを使いたい

まずは indeed の掲載基準を満たしているか無料診断します。
改修ポイントがあればお教えしますので、改修後は indeed が運用開始できます。

無料掲載 (お試しに便利！)

新着時には上位表示。
但し、時間の経過と共に掲載順位は下がります。

とりあえず試したい！
indeed 公式
テキスト採用ページ

自社 HP も持っていない、とにかく一度試したい

ご安心ください！ indeed 公式直接掲載を使用してテキスト採用ページを登録します。
こちらはお試し料金キャンペーンを実施中！詳しくは担当者にお伺いください。

indeed[®] 正規代理店だからできること

掲載基準をクリアしたページを作成

ページ構成を考えなくても、掲載基準を満たした indeed 対応の自社採用ページが作成出来ます。

時間・労力・コストカットで採用ページを作成！

indeed に対応したオリジナル採用ページ「おまかせ Q-JIN」はテンプレートのため、
1 からページを作るよりも格安でページを提供することができます。採用ページを作り直す時間と費用を大幅に削減。

indeed の運用代行

Indeed のクリック単価、日額予算の変更など日々のチューニング、原稿改善などをプロ視点で行い、効果を最大限に引き出します。

indeed への御社求人審査が通れば、クリック課金の初回チャージが必要です。(最低 12 万円～)

正規代理店の弊社に運用代行をおまかせいただければ初回入金分を分割でお支払いが可能です。

12 万円の初回チャージ料金を 4 ヶ月以上で運用するなら月々のお支払いは 3 万円～で OK ! ※初回のみ設定費が別にかかります。

indeed の利用ポイント !!

画像でイメージが
伝わりやすい



POINT 1

画像で求職者に
アピール

indeed への流入は
スマホが 7 割



POINT 2

スマホからの
流入にも完全対応



POINT 3

求職者に応募を促す
エントリーフォーム

すでに自社のスマホ対応求人ページを持っている場合

既存求人 HP を利用して求人を運用
(情報の更新は代理店で行います)

スタンダードプラン

* スマホ対応の求人 HP を新規作成する場合は、
別途お見積もり致します。

初期
設定費 **15万円**~
+
求人HP管理費 月額
2万円~

12万円~
indeed 広告費

広告費の
30%
広告運用費

スマホ対応していない、求人ページを持っていない場合

「おまかせ Q-JIN」(CMS) を
利用して多くの求人を運用
職種が多く情報更新の多い方におすすめ

プレミアムプラン

* CMS をご利用頂くとお客様ご自身で求人内容の更新ができます。

CMS 作成
初期
費用 **30万円**~
+
CMS 管理費 月額
2万5千円~

12万円~
indeed 広告費

広告費の
20%
広告運用費

* チャージした広告料金はいかなる場合も返金いたしかねます。

但し、使用していない広告料金は未使用期間によって棄損することはございません。 2018年2月現在

* 初期設定費は初月のみとなります。

* キャンペーン設定 / 広告予算設定 / クリック単価設定 / 効果検証用タグ設定 / キーワード設定含む

* 広告費の初回ご入金額は Indeed の出稿規定の通り 12万円からとなります。

* 広告費 12万円は CPC (クリック課金) 広告ですので、消化されない限り続きます。

* 消化されない限り、広告費を追加する必要はありません。

* 早期に採用が成功した場合、異なる職種や次回の有料掲載に広告費を回すことも可能です。

* 弊社は Indeed 正規代理店です。12万円は全て広告費に使用されます。

* スタンダードプランの場合、有料掲載広告を追加する場合、別途設定費が必要となります。

* プレミアムプランの場合、有料掲載を追加されても、上記金額で運用します。

* Indeed 上での随時求人掲載及び検索最適化、単価調整を行います。

* 広告運用状況・応募状況レポートを月1回メールで送信いたします。

30 高土政第 868 号
平成 30 年 11 月 28 日

一般社団法人高知県建設業協会
代表者様

高知県土木部長



平成30年度事業者向けコンプライアンス研修の追加開催について

日ごろは、県の建設行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県におきましては、高知県建設業活性化プランにおいて、発注者及び事業者のコンプライアンス確立に向けた各種事業を計画し実践しているところです。

独占禁止法違反事案を契機として開催いたしましたコンプライアンス研修も7年目となりましたが、県は、今後も継続して、事業者のコンプライアンス徹底に向けて、研修会を実施するなど、積極的な対応を進めてまいります。

本年度は、6月、7月に事業者向けコンプライアンス研修を開催いたしましたが、日程の都合上参加できなかった事業者もいることから、より多くの事業者の皆様へコンプライアンス意識を持っていただくためにも、下記のとおり研修会を追加開催することとしました。

県の入札参加資格をお持ちの皆様には、すでに電子メール等でご案内をしておりますが、貴団体からもご周知いただきますとともに、積極的なご参加をお願いします。

記

1. 研修目的 ～ コンプライアンスの確立に向けて ～

- ・独占禁止法の遵守などコンプライアンスの徹底を推進することにより、公正かつ自由な競争の促進を図る。
- ・不当要求への適切な対応の仕方を学び、不当要求防止を図る。
- ・元下関係における法令遵守を学び、元下関係の適正化を図る。

2. 研修対象者（以下の事業者のうち平成30年6月、7月開催の研修に参加されていない事業者）

- ・高知県建設工事競争入札参加資格者
- ・高知県測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格者
- ・その他参加を希望する事業者

※各事業者の役員及び営業担当者等を対象とします。

3. 研修内容

- (1) 受注者に求められるコンプライアンスの取組について（講師講演）
- (2) 暴力団からの不当要求への対応について（講師講演）
- (3) 元下関係における法令遵守（講師講演）

4. 研修会場及び日程（受付は30分前から行います。）

四万十市立文化センター 大会議室 （四万十市中村桜町2番地1）	平成30年12月17日（月）（13:00～15:15）
J A南国市 ホール （南国市大桶乙894-1）	平成30年12月18日（火）（09:45～12:00）
高知城ホール 大会議室 （高知市丸ノ内2丁目1番10号）	平成30年12月18日（火）（14:30～16:45）

5. その他

県の入札参加資格をお持ちの皆様にご案内いたしました文書を添付しておりますので、ご参照ください。

問合わせ先

高知県土木部土木政策課

建設業振興担当 山口・中平

TEL:088-823-9815 FAX:088-823-9263

重要インフラ 12月中旬にも緊急対策 政府3カ年の事業計画量明示へ

政府は27日、全国で頻発

報告した。

する大規模な自然災害を踏
まえ、計132項目を設定
して行った重要インフラの

緊急点検結果と今後に対応
策を公表した。今年の水
害や地震で大きな被害が発

地震を踏まえ電力設備を総
点検。すべて現行法令に適
合していることを確認し
た。再発防止とさらなる強

生じた河川や空港、電力設
備の耐水化・耐震化に注力
する。12月中旬にも閣議決

全国の約2・1万河川を調
べ、堤防決壊時に死亡災害
が起きる可能性が高い箇所

を一部確認。堤防のかさ上
げや補強を進める。

定する「防災・減災、国土
強靱(きょうじん)化のため
の3カ年緊急対策」では、

関西国際空港が水没した
9月の台風21号を受け、海
上や沿岸部にある空港を点

検した結果、浸水対策上必
要な護岸高が確保できてい
ない施設を一部把握。護岸

同日に首相官邸で開いた
「重要インフラの緊急点検
に関する関係閣僚会議」

のかさ上げや排水機能の強
化に取り組む。
北海道全域で停電が発生
した9月の北海道胆振東部

18年7月豪雨の被災地で
行われる河川災害復旧工
事11月15日、岡山県倉
敷市の真備町で



靱化に向け地域間連系送電
線の増強を検討する。

山本順三国土強靱化担当

策を講じていく必要がある
と考へて」との方針を示
した。

相は同日の閣議後記者会見
で、重要インフラの緊急点
検結果を受け決定する3カ
年緊急対策について「実効
性があるものになりたい」と

政府は、12月中旬にも3
カ年緊急対策を法定の改定
国土強靱化基本計画と同時
に閣議決定する予定。計1
32項目の対応方策ごと

強調。計132項目の対応
方策ごとに、箇所数など事
業計画量を明示する予定を
明らかにした。
石井啓一国土交通相も同
日の会見で「(3カ年緊急
対策の)事業規模や予算額
は今後さらに検討を進めて
いくものと考えている」と

は、方策ごとに示す予定だ
が、方策として示すかどう
かは未定としている。
3カ年緊急対策は18年度
第2次補正予算と、19・20
年度当初予算の特別計上枠
で具体化する。防災・減災
の観点から優先度が高い事
業については、初年度分と
して補正予算で手当てす
る。19年度以降は、19年10
月に予定される消費税引き
上げで懸念される経済変動
を可能な限り抑える執行の
平準化にも考慮する。

平成三十年十一月二十日

社会資本整備の着実な推進と地域建設業が

その社会的使命をこれからも果たしていくために

一般社団法人 全国建設業協会

世界経済の先行きに不透明感が増しつつある中、デフレからの完全脱却が依然として未達成の状況にある我が国では、本年も年初からの大雪や火山噴火、大阪北部地震、平成三十年七月豪雨、大型台風の襲来、北海道胆振東部地震といった大規模自然災害が、全国で連続的に発生しています。

私共全国建設業協会は、このような自然災害への防災・減災対策は最優先かつ喫緊の課題であるとし、従来から国土強靱化に寄与する社会資本整備の重要性、緊急性を訴えてきました。

現在開会中の第百九十七回臨時国会の所信表明演説冒頭で安倍総理は、治山・治水、溜池の改修など、防災・減災、国土強靱化のための対策を年内に取りまとめ、三年間集中的に実施するという国土強靱化への取組の決意を表明されています。

災害からの復旧・復興の迅速化はもとより、全国どこでも起こりうる大規模災害に事前防災の視点を十分に取り入れた強靱な国土づくりの重要性が改めて認識されたところです。

一方、我が国の建設業界を取り巻く状況は、公共投資が下げ止まり、公共工事設計労務単価

も六年連続で引き上げられたことなどにより、全体としては改善の兆しも見受けられるものの、工事量の偏りからくる地域間格差や企業規模による収益等の企業間格差が依然として拡大化しており、地域の社会資本整備や維持管理、災害対応を担う地域建設業は、依然として厳しい経営環境に置かれています。

地域の安全・安心の守り手であり、地方創生の主体でもある地域建設業が、生産年齢人口の減少が進む中で、働き方改革・生産性向上への取組を加速させ、担い手を確保・育成し、その社会的使命を引き続き果たしていくためには、何より健全で安定した経営を継続する必要がある、そのための安定的・持続的な事業量の確保が不可欠であります。

このような状況を背景として、私共は、全国九ブロックにおいて、本年十月に地域懇談会・ブロック会議を開催いたしました。その総意として、左記のとおり意見を取りまとめましたので、諸事情ご賢察の上、その実現に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

一、大規模災害から国民の生命、財産を守り、国民が安全・安心に暮らせるよう、強靱な国土づくりを着実かつ集中的に推進するとともに、我が国・地域経済の活性化、地方創生等を促進し、さらに消費税率の十パーセントへの引き上げによる景気の落ち込みに備えるためにも公共事業関係費を大幅に増額した来年度当初予算を編成すること。

また、インフラの緊急点検結果を踏まえ、必要な対策を早急に実施するため、本年度第二次大型補正予算の早期編成・早期成立を行うこと。

なお、国土強靱化関係予算は、別枠計上する等、国土強靱化対策を計画的、集中的に実施するための措置を講ずること。

併せて、予算の執行に当たっては、地域の実情に十分配慮した重点的な配分を行うこと。

二、国土強靱化基本計画、国土強靱化地域計画、第四次社会資本整備重点計画等を通じ、中長期的に事業内容・投資額を具体的に明示した計画とすること。

三、東日本大震災、熊本地震、平成三十年七月豪雨、北海道胆振東部地震等による被災地の一刻も早い復興等のため、必要な事業予算を確保するとともに、「復興歩掛かり」「復興係数」「見積もり活用方式」「前金払の特例措置の延長」等の被災地特例を継続し、さらに今年度大規模災害等に見舞われた地域における資材・労務費等の動向に迅速かつ的確に対応した発注を行うこと。

また、大規模災害時において県・市町村が実施する災害復旧・復興事業の円滑な発注が行われるよう指導等を徹底するため、必要な制度改善を行うこと。

四、地域の安全・安心の守り手である地域建設業が、災害や除雪等の対応に必要な人員、機材を確保・維持し、常に稼働可能な体制を整えておくために必要となる事業量の確保等の環境整備に各発注者は努めるとともに、市町村を含む全ての公共発注者の参加の下、発注見通しについて地域単位等での統合的な公表を早急に行うこと。

五、改正品確法で謳われた適正利潤を確保するため、最新の労務単価、資材等の実勢価格等を的確に反映した予定価格を設定するとともに、低入札調査基準価格の上限枠の引き上げ、予定価格の上限拘束性の撤廃、予定価格の事後公表、大都市補正の拡充、営繕工事における入札時積算数量活用方式等による適切な設計変更等に取り組むこと。

また、改正品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」について、全ての発注者、特に市町村における確実な実施が担保されるよう必ず実施すべきこととされた事項につい

ては、**国の指導権限を明確に制度的に位置付ける**などにより指導の徹底を図ること。また、現在実施に努めるとされている事項のうち、「**発注や施工時期の平準化**」等については、**必ず実施すべき事項に格上げ**すること。

六、「**ゼロ国債**」、「**二一カ年国債**」、「**ゼロ県債**」等の一層の活用、適正な工期の設定等により、地方公共団体を含めて発注や施工時期の平準化の徹底を図ること。加えて、現場条件が整つてからの発注を行うとともに、入札に伴う技術者の不必要な拘束を回避すること。

また、地域に密着した建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や指名競争入札を積極的に活用するなどして、**地域建設企業の受注機会の拡大、積極的活用**を図るとともに、分任官契約工事の対象額の拡大を行うこと。

七、設計労務単価について、全国統一の設計労務単価による地域間格差の解消を念頭に入れつつ、調査や決定方法等を抜本的に見直すことにより更なる引き上げを行うこと。特に、建設業における働き方改革を迅速に進める観点から、週休二日制の普及、社会保険加入の促進等、日給月給制の技能労働者を含めた建設業界全体の労働環境の整備を図るための設計労務単価の見直し、補正係数の大幅な引き上げを行うこと。併せて、積雪寒冷地の特性に対する対応や酷暑下における作業効率低下への対応として、寒冷地独自の積算や労務単価・歩掛かりの夏期割増しなどの積算基準の見直しを行うこと。

また、民間を含めた全ての発注者が、建設業界の働き方改革の取組に対する理解の促進と発注者自ら必要な取組を進めるため、国として各発注者に対する指導を徹底すること。

さらに、除雪業務に係る時間外労働規制に関し、地方公共団体等の要請により通常の勤務時間以外に行われる除雪については、災害対応又はそれに準じた運用となるよう、関係省庁間で調整を図ること。

八、全国の建設現場での生産性向上を図るため、ICT活用に対応できる人材育成、ICT建機導入のための融資や税制等の支援の充実、小規模工事も含めた積算基準の見直し等に取り組むとともに、三次元データ活用現場における書面ゼロ化を含め、工事書類の標準化・簡素化に大胆に取り組むこと。

九、災害時の応急復旧活動において、情報の混乱等が生じない体制作りや、国、県、市町村が連携した一元的、包括的な指示の実現などの災害緊急対応の円滑化を図ること。

また、災害協定に基づき出動した際に発生危険のある二次災害に対する公的補償について、災害協定に明確に位置付けること。

十、社会資本整備の必要性及び建設産業の魅力や地域建設業の果たす役割について、現場見学会、SNS、マスコミ等を活用した戦略的広報に産学官が連携して取り組むこと。

平成三十年十一月二十日

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤晴貞

一般社団法人 北海道建設業協会
会長 岩田圭剛

一般社団法人 青森県建設業協会
会長 鹿内雄二

一般社団法人 岩手県建設業協会
会長 木下紘

一般社団法人 宮城県建設業協会
会長 千葉嘉春

一般社団法人 秋田県建設業協会
会長 村岡淑郎

一般社団法人 山形県建設業協会
会長 澁谷忠昌

一般社団法人 福島県建設業協会
会長 小野利廣

一般社団法人	茨城県建設業協会	会長	石津健光
一般社団法人	栃木県建設業協会	会長	渡邊勇雄
一般社団法人	群馬県建設業協会	会長	青柳剛
一般社団法人	埼玉県建設業協会	会長	星野博之
一般社団法人	千葉県建設業協会	会長	畔蒜毅
一般社団法人	東京建設業協会	会長	飯塚恒生
一般社団法人	神奈川県建設業協会	会長	小俣務
一般社団法人	山梨県建設業協会	会長	浅野正一
一般社団法人	新潟県建設業協会	会長	植木義明
一般社団法人	長野県建設業協会	会長	木下修
一般社団法人	岐阜県建設業協会	会長	佐竹武
一般社団法人	静岡県建設業協会	会長	石井源一
一般社団法人	愛知県建設業協会	会長	藤本和久
一般社団法人	三重県建設業協会	会長	山野稔

一般社団法人	富山県建設業協会	会長	竹内茂
一般社団法人	石川県建設業協会	会長	吉光武志
一般社団法人	福井県建設業協会	会長	坂川進
一般社団法人	滋賀県建設業協会	会長	桑原勝良
一般社団法人	京都府建設業協会	会長	小崎学
一般社団法人	大阪建設業協会	会長	奥村太加典
一般社団法人	兵庫県建設業協会	会長	川嶋実
一般社団法人	奈良県建設業協会	会長	山上雄平
一般社団法人	和歌山県建設業協会	会長	中井賢次
一般社団法人	鳥取県建設業協会	会長	山根敏樹
一般社団法人	島根県建設業協会	会長	中筋豊通
一般社団法人	岡山県建設業協会	会長	荒木雷太
一般社団法人	広島県建設工業協会	会長	檜山典英
一般社団法人	山口県建設業協会	会長	井森浩視

一般社団法人	香川県建設業協会	会長	森田 紘一
一般社団法人	徳島県建設業協会	会長	川原 哲博
一般社団法人	愛媛県建設業協会	会長	中畑 健右
一般社団法人	高知県建設業協会	会長	吉村 文次
一般社団法人	福岡県建設業協会	会長	松本 優三
一般社団法人	佐賀県建設業協会	会長	松尾 哲吾
一般社団法人	長崎県建設業協会	会長	谷村 隆三
一般社団法人	熊本県建設業協会	会長	土井 建
一般社団法人	大分県建設業協会	会長	友岡 孝幸
一般社団法人	宮崎県建設業協会	会長	山崎 司
一般社団法人	鹿児島県建設業協会	会長	藤田 護
一般社団法人	沖縄県建設業協会	会長	下地 米蔵

意見書

平成 30 年 10 月 19 日

四国建設業協会連合会

意 見

貴台におかれましては、平素より四国の社会資本整備推進にご尽力頂き、また、私ども建設業界に対して深いご理解と格別のご支援ご指導を賜っておりますことに、心より厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年7月豪雨災害は西日本の広範囲に甚大な被害をもたらすとともに、9月には台風21号の襲来と北海道胆振東部地震が発生し、多くの尊い生命と財産が失われました。近年は全国で異常気象による豪雨・台風災害、地震や活火山の噴火等、大規模災害が相次いで発生し、我国の脆弱な国土における防災・危機管理体制の強化と社会資本整備の必要性・重要性があらためて認識されております。

このような我が国において、建設業の使命は社会資本の整備・維持管理はもとより、災害時の緊急対応、応急復旧により、地域の安全・安心を確保することにあります。

特に、南海トラフ巨大地震の発生を控える四国地方では、私ども建設業界に対する期待は高く、その使命の大きさに気を引き締めているところですが、その役割を将来にわたって継続的に果たしていくためには、地域の建設企業が安定的かつ持続的に事業量を確保し、健全に維持し続ける必要があります。

四国の公共事業を取り巻く環境をみますと、改正品確法等いわゆる「担い手3法」の制定を大きな契機として、調査基準価格や設計労務単価も改善されるなど、業界にとって追い風となる環境が整ってまいりました。

しかしながら、四国全域に亘る人口減少とともに地域建設業の衰退には歯止めがかからず、将来の担い手不足問題等も益々深刻となっていることを業界皆が感じております。

つきましては、地域に貢献し、地域社会と共に歩む地域建設業界の健全な発展、そして安全安心な地域づくりと地域経済の振興・活性化のため、下記事項について特段のご高配を賜りますよう、四国建設業協会連合会の総意としてご意見を申し上げます。

記

1. 四国における国土強靱化、経済競争力強化と活性化、地域を守る建設業の維持確保、これらを実現するための社会資本整備推進と公共事業予算の確保について

(主 旨)

先般、財務省の諮問機関である財政制度等審議会においては、我国の一般政府の総固定資本形成(対GDP比)が欧米諸国との比較で高い水準にあり、高度成長期以降のインフラ整備により、「日本の社会インフラは概成しつつある」と論じられております。

しかしながら、地方には未整備な社会資本が多く残されており、平成30年7月豪雨災害や、6月に土木学会が発表した南海トラフ地震の長期的な被害額が最大1410兆円になるとの発表、また諸外国と比べた高速交通網の現状を比較しても、概成の状況には程遠いことは明らかです。

このような議論が出ること自体、地方の実情が中央に理解されていないことの証左であり、このような考えが公共投資の抑制方針を固定化させることを強く危惧致します。

また、私ども地場の建設業は、災害から地域を守り、地元の雇用と経済を担う使命を自負しておりますが、将来に亘ってその責務を果たしていくためには、安定した公共事業予算と健全な経営環境のもとに、将来の担い手を確保育成し、企業存続を図ることが前提となります。

つきましては、社会資本整備推進と公共事業予算確保に関し以下の事項について要望致します。

(意見・要望)

- (1) 社会インフラ整備は、国土の均衡ある発展を目標とした長期計画を策定し、これを実現するため毎年着実且つ計画的に進めるべき性格のものと考えます。第4次社会資本重点計画を着実に推進し、「ストック効果」を高める戦略的かつ長期的な社会資本整備推進をお願いします。

(2) 若者に魅力ある産業になるため、企業として長期的な経営計画、新規採用計画、担い手育成計画等将来の経営戦略が描けるよう、また適正且つ安定した競争環境が維持できるよう、年度毎の変動が少ない公共事業予算の増額確保をお願いします。

(3) 製造業や民間投資が相対的に脆弱な地方では、公共投資が県経済に及ぼす影響は強く、防災減災事業の推進役となる補正予算は公共投資の「フロー効果」を発揮し地方の景気浮揚に大きな追い風をもたらします。

補正予算措置が無ければ年度後半の事業が落込み、景気の腰折れを招くこととなります。

国土強靱化と地域経済の活性化に資する今年度の大型補正予算の早期成立と執行をお願いします。

(4) 物資流通の動脈となり生産性向上や強い経済競争力等いわゆる「ストック効果」をもたらす高速交通網、災害時には「命の道」となる四国8の字ネットワークの一刻も早い完成、残るミッシングリンクの早期解消をお願いします。

(5) 発生確率が年々高まる南海トラフ地震に対し、ハード整備の限界を補う道路啓開計画の策定などソフト対策も進めて頂いており、また、地域の建設業者と住民とが「津波からいかに逃げるか」を一緒になって検討するプロジェクトなども立ち上がっております。

このようなソフト施策はハード施設の充実により効果が増すものであり地域住民は防災・減災のための施設整備・早期完成を希求しております。

引き続き、太平洋岸の津波対策はもとより瀬戸内側を含めた緊急輸送路や重要道路の耐震化、中山間部の地すべり・土砂災害対策等、四国全域に亘る総合的な南海トラフ巨大地震対策の強力な推進をお願いします。

2. 平成30年7月豪雨災害に係る予算確保並びに円滑な復旧工事施工確保のための諸施策等について

(主 旨)

本年7月初旬、平成最悪の豪雨災害が西日本を中心に広範囲かつ大規模に発生し、ここ四国においても愛媛県や高知県を中心に多くの尊い生命と貴重な財

産が失われました。

私ども協会会員各社は、発災当初より国・県や自治体と締結している大規模災害の協定に基づく道路啓開に奔走し、その後家屋等への流入土砂の撤去やおびただしく発生したがれきの処理に全力で取り組み、現在ではほぼ応急復旧活動の目途がついたところであります。

今般、被災箇所の査定が始まっており、本格的な復旧工事が今後実施されることとなりますが、一刻も早い被災地の復旧・復興を実現させるため、以下の事項について要望致します。

(意見・要望)

- (1) 平成30年7月豪雨における被災箇所の迅速かつ適正な査定並びにこれらに伴う予算確保をお願いします。
- (2) 技術者等の兼務要件緩和と随意契約等による地域建設業者を優先活用した発注方法の見直しをお願いします。
- (3) 今後本格化するであろう復旧・復興工事を円滑に進め、不調・不落を未然に防止するため、東日本大震災時に、復旧・復興事業の円滑な施工確保対策として「復興歩掛り」「復興係数」「労務単価の引き上げ」「見積活用方式」等を導入したいいわゆる「被災地特例」の適用をお願いします。

3. 「将来の担い手確保」と「働き方改革」について

(主 旨)

少子高齢化、人口減少社会において、人材確保の産業間競争が激しさを増す中、建設業界としても次世代を担う技術・技能者の確保・育成が必須の課題であり、労働環境の改善など若者が将来を託すことが出来る魅力ある産業づくりに一層の自助努力が求められております。

解決すべき課題として建設業働き方改革加速化プログラムに示された「完全週休2日制への移行」「工期の見直し」「技術・技能者の処遇改善」「長時間労働の是正」を全て実現することが必要ですが、これらは業界側にとって大幅なコストアップ要因となります。

このコスト増大分を施工で得る収益で補い、適正な利益を確保し、経営基盤が強化・安定されない限り、これらの課題は克服できず、若者から敬遠される業界から脱却することは困難であります。

人材獲得の産業間競争を勝ち抜き、将来の担い手を確保・育成していくために以下の事項について要望致します。

(意見・要望)

(1) 完全週休2日制への移行は、休暇を重視する若者の職業選択の対象となるには必要不可欠ですが、実情に鑑み補正係数を乗じる現行施策では実現は困難であります。

設計労務単価のさらなる引き上げ(休日が増えても賃金が下がらない水準)や現行4週8休の補正係数1.05を大幅に引き上げるなど、思い切った施策と抜本的な積算体系の見直しをお願いします。

(2) 引き続き改正「品確法」の地方自治体への浸透を図り、「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針)が全ての自治体に順守徹底されるようご尽力をお願いします。

(3) かつては年度当初の閑散期と年度後半の繁忙期が極端に常態化し、若者が建設業を敬遠する要因となっておりました。今では徐々に改善が図られ、労働力の効率的な稼働・分配により、経営環境の改善にもつながっております。

引き続き年度を通じて発注・施工・納期の平準化にご尽力頂き、繁閑期の差がなくなるよう、また、地方自治体に対する周知徹底と強力な働きかけをお願いします。

(4) 低入札価格調査基準価格は公契連モデルの改定により段階的に引き上げられ、ダンピングによる悪影響が緩和されています。

しかしながら、未だに最低ラインに張り付いた過度な競争が続いており、施工や品質、安全が阻害される懸念はもとより、建設従事者の処遇改善や週休2日制移行が進まない要因となっております。

品質確保と労働災害撲滅、そして「働き方改革」推進のためにも同価格のもう一段の引き上げ、そして予定価格の90%となっている上限の撤廃をお願いします。

4. 生産性向上のための i-Construction の推進について

(主 旨)

国土交通省では本年を「生産性革命深化の年」と位置付け、四国情報化施工推進部会と、各県も工事支援のための協議会が立ち上がり、新技術の活用や機械化、ICT施工の推進に取り組んでいただいております。

しかしながらICTに対応できる技術者の不足や育成、重機リースにかかる費用などの課題もあり、さらなる普及に向けて以下のとおり要望致します。

(意見・要望)

- (1) 性急な推進は地方の建設業界において対応困難なところもあり、導入に際しては地域建設業の実態に即し、人材育成ときめ細かい且つ丁寧な指導をお願いします。
- (2) 地方公共団体に対して i-Construction への理解を徹底させるとともに、施工に際しては適正な利益が確保されるよう、積算基準の適時見直しをお願いします。

5. 地元優良建設企業の受注機会の確保徹底について

(主 旨)

地域建設企業は、それぞれの地域経済と雇用を支え、社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしております。また、地域に根差した活動を続け、地域を熟知してその特性に応じた防災・減災活動に取り組み、地域住民の安全で安心な生活を守るとともに、ひとたび災害が発生すれば「地域の守り手」として真っ先に現場に駆けつけ、道路啓開や応急復旧に携わります。

そのような建設企業や建設産業の弱体化は、地域社会の衰退に直結し、今後、活力ある地域社会の創造や地域の安全・安心の確保のためには、地域建設企業の持続・発展が必要不可欠であります。

これからも、地域社会から信頼される業界として災害に強いまちづくりに携わり、地域を守るといいう大きな使命を果たしてまいりますので、地域建設企業の持続的な経営が可能となるよう、以下について要望致します。

(意見・要望)

引き続き、地域に貢献する技術と経営に優れた地元の建設企業が適正に受注できるよう、「地元の工事は地元の企業に」を原則として、受注機会の確保・徹底をお願いします。

6. 防災協定により出動した場合の災害補償について

(主 旨)

全国の建設業団体は、国、県等公共団体と災害時における防災協定を締結しております。

発災時には、防災協定により建設業者は出動し、人命救助はもちろんのこと、自衛隊や警察、消防等が一刻も早く人命救助を行うための道路啓開等に従事いたします。災害現場は非常に危険が潜んでおり、建設作業従事者がケガ等負傷する場合がありますが、負傷に対する補償制度がありません。

一方、消防署職員ではない消防団員が負傷すると、災害対応時は準公務員扱いとなる公務災害補償制度があります。その内容は、災害対応で被災した損害を補償し、被災団員の社会復帰の促進、遺族支援のための制度です。その特徴は、無過失責任主義であり、使用者である市町村が無過失の補償責任を負います。

防災協定により出動する建設作業従事者は、危険そのものの災害現場において安全な工程や対策を講じる前に作業を進めざるを得ない状況の中、応急活動を行います。

これらは、公務に準ずるものですが、現行では災害の補償責任を自ら負わざるを得ず、緊急災害現場で建設作業員を守る公務災害補償制度が存在しないことは大きな問題であると考えます。

建設作業従事者にだけ災害時に補償制度なき現行の災害対応体制は早急に見直すべきであり、改善に向けて以下のとおり要望致します。

(意見・要望)

災害対応時は建設作業員も自衛隊や消防の職員と同じ国家賠償による被災補償が最低限適用される、準公務災害補償制度の実現をお願いします。

平成30年10月19日

四国建設業協会連合会

会長 吉村 文次

〔(一社)高知県建設業協会会長〕

副会長 森田 紘一

〔(一社)香川県建設業協会会長〕

副会長 中畑 健右

〔(一社)愛媛県建設業協会会長〕

副会長 川原 哲博

〔(一社)徳島県建設業協会会長〕

全建事発第 094 号
平成 30 年 11 月 15 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔公印省略〕

公共工事の円滑な施工確保について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、平成30年11月7日に成立した平成30年度補正予算を含めた今後の予算執行にあたり、各地方公共団体においても、公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成とともに、地域企業の活用にも配慮しつつ、円滑かつ適切な執行が図られるよう、国土交通省及び総務省から各都道府県及び指定都市に対して、別紙のとおり要請がなされています。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

別添資料

- ・(建設業団体あて) 公共工事の円滑な施工確保について

(担当) 事業部 木下

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

事務連絡
平成30年11月9日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事の適正な入札及び契約を通じて建設業の健全な発達を図るとともに、平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震等の大規模災害からの復旧・復興の加速化を図るためには、平成30年11月7日に成立した平成30年度補正予算も含めた今後の公共工事の円滑かつ適切な執行が重要です。

国においては、今後の予算を執行するにあたり、公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成とともに、地域企業の活用にも配慮しつつ、円滑かつ適切な執行を図ることとしておりますが、各地方公共団体においても、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け総行行第231号・国土入企第14号）において要請した内容を踏まえ、公共工事の円滑な施工確保を図るよう、地方公共団体及び指定都市に対し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき、別紙のとおり要請しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

総行行第240号
国土入企第43号
平成30年11月9日

各都道府県知事 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事の適正な入札及び契約を通じて建設業の健全な発達を図るとともに、平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震等の大規模災害からの復旧・復興の加速化を図るためには、11月7日に成立した平成30年度補正予算も含めた今後の公共工事の円滑かつ適切な執行が重要です。

このため、各地方公共団体におかれては、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け総行行第231号・国土入企第14号）において要請した内容を踏まえ、下記の措置を講じることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基

づき、要請します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

記

1. 適正な価格による契約について

（1）適正な予定価格の設定について

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適正な積算を行うこと。

特に、被災地域では、調達環境の変化や作業条件の制約等により、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でない場合が考えられることから、積極的に見積を活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適正な予定価格の設定に努めること。

また、公共建築工事については、以下の通知を参考に、実勢を踏まえた適正な積算を通じた予定価格の適正な設定を図ること。

- ・「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け総行第12号・国営計第102号・国土入企第24号）
- ・「公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」（平成27年1月30日付け国土入企第32号、平成27年10月27日付け国土入企第9号）
- ・「公共建築工事の円滑な施工確保について」（平成28年6月30日付け国土入企第7号）

（2）ダンピング対策の強化について

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。このため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあつては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。また、「低入札価格調査における基準価格の見直し等について」（平成29年3月15日付け総行第56号・国土入企第27号）により要請したとおり、平成29年3月の「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の見直しを踏まえ、低入札価格調査基準及び最低制限価格について、その算定方式の改定等により適切に見直すこと。

なお、総合評価落札方式による入札には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）上、最低制限価格を設定できないことから、「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」（平成29年9月29日付け総行第214号・国土入企第23号）を踏まえ、適切にダンピング対策を実施すること。

(3) 設計変更等の適切な実施について

設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

特に、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に係る設計変更等については、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付け総行第43号・国土入企第34号）において通知した「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成25年2月6日付け国技建第7号）を参考に、適切な運用に努めること。

また、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備え、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第25条）を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図ること。また、その旨建設業者に周知徹底すること。

2. 適正な工期設定について

工期の設定に当たっては、本年7月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づき、適正な工期の設定に努めること。

なお、週休2日の確保等を考慮した工期設定を行った場合には、当該工期設定に伴い必要となる労務費や共通仮設費、現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。

3. 技術者・技能者等の効率的活用について

(1) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注について

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、地域の実情等に応じて適切な規模での発注を行うこと。その際、施工箇所が点在する工事の間接費の積算については、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」を参考に、適切に行うこと。

(2) 技術者の専任等に係る取扱いについて

監理技術者等の専任に係る取扱い、現場代理人の常駐義務緩和に関する運用及び監理技術者等の専任を要しない期間の設定等については、「監理技術者制度運用マニュアルの改正について」（平成28年12月19日付け国土建第349号）における趣旨を踏まえ、また「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確

化について」(平成29年8月9日付け国土建第169号)も参考に、適切に対応すること。

4. 施工時期等の平準化について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(平成28年2月17日付け総行第41号・国土入企第17号)において通知した内容を踏まえ、また「余裕期間制度の活用について」(平成28年6月24日付け事務連絡)も参考に、債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。

また、受注者側が計画的に施工体制を確保できるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する取組に参加する等必要な措置を講ずるよう努めること。

5. 災害復旧事業における入札契約手続の迅速化等について

災害復旧事業については、手続きの透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、平成29年7月に国土交通省において策定された「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」も参考として、応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業について、随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)を、それ以外の復旧事業について指名競争入札方式を活用する等により、可能な限り手続に要する期間の短縮に努めること。

また、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等の適切な企業評価などにより、地域の建設業者の受注機会の確保に配慮するとともに、入札公告等の準備行為の前倒しや総合評価落札方式における提出資料の簡素化、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約(いわゆる不落随契)の活用等により、事務の改善及び効率化に努めること。

6. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)に基づく「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)を踏まえ、地域の中小建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等の適切な企業評価に努めるなど、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

7. 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について

建設企業が応急復旧工事等を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図るとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うなど、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用に努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

8. 就労環境の改善について

11月7日に成立した平成30年度補正予算による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払が行われることが重要である。そのため、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成30年2月16日付け国土入企第28号）を踏まえ、適切な価格での契約に努めるとともに、「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成28年6月16日付け総行第123号・国土入企第6号）及び「公共工事における社会保険等未加入対策について」（平成29年2月28日付け国土入企第26号）を踏まえ、社会保険等未加入業者の排除等に取り組むことにより技能労働者等への適切な水準の賃金の支払等を促進すること。また、前払金・中間前払金の活用、適正な工期の設定や柔軟な設計変更などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

9. 公共工事に関する調査及び設計の円滑な実施について

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査及び設計の発注に当たっては、公共工事に準じ、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、設計変更等の適切な実施、適正な工期設定、施工時期等の平準化、災害復旧事業における入札契約手続の迅速化、地域の業者の受注機会の確保、資金調達の円滑化のための取組、技術者等の就労環境の改善等に努めること。

以上

物件詳細情報

北新田バス停 徒歩6分
高知県高知市南新田町スマートフォンで
この物件を見る

物件種目	売店舗・事務所(一括)		
価格	17,000万円	管理費等	-
修繕積立金	-	借地期間・地代 (月額)	-
権利金	-	保証金または敷金	- / -
維持費等	-	その他一時金	-
使用部分面積	813.31㎡	建物構造	鉄骨造
築年月	2003年2月	土地面積	1,057.84㎡(公簿)
階建/階	地上3階建	駐車場	有 無料
都市計画	市街化区域	用途地域	準工業
建ぺい率	60%	容積率	200%
土地権利	所有権	国土法届出	-
私道負担面積	なし	接道状況	西 16m 公道・南 12m 公道・北 6m 公道 三方道路
地目	宅地	総戸数	-
条件等	-		
建物名	-		
小学校	-	中学校	-
特記事項	耐震基準適合証明書あり		
設備	収納スペース・エアコン・シャワールーム・エアコン2台以上・男女別トイレ・給湯・セントラル・無停電電源装置・シャワー・トイレ・駐輪場・バイク置場		
備考	大きな交差点の角地です。 支持層まで杭を打った耐震性のある建物です。駐車2台可！空調、照明、完備しています。 地勢：平坦		
生活環境	-		
生活環境備考	-		
現況	空	引渡し	即時
情報公開日	2018年09月17日	次回更新予定日	2018年12月06日

情報提供会社

(有)マインドハウス

高知県知事免許（8）第1917号

交通：JR土讃線「土佐大津」駅 徒歩7分
高知県高知市大津乙1210-1
TEL：088-866-6550
FAX：088-866-6574

スマートフォンで
この不動産会社を見る



取引態様：一般媒介



間取り



外観





- 物件に関するお問合せは、物件詳細ページの「情報提供会社」に表示されている不動産会社へ直接お願いいたします。
- 間取図は、現況を優先させていただきます。

「65歳超雇用推進助成金」のご案内

この助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高年齢者の雇用環境整備、高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成するもので、高年齢者の雇用推進を図ることを目的としています。本助成金はⅠ～Ⅲの3つのコースに分けられます。

Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース

概要 **A. 65歳以上への定年引上げ、B. 定年の定めのある廃止、C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して助成を行うコースです。**

支給額 定年引上げ等の措置の内容や年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて、下表の金額を支給します。

【 A. 65歳以上への定年引上げ 】 【 B. 定年の定めのある廃止 】 () は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数	A				B 定年の定めのある 廃止
	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

【 C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入 】 () は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数	C			
	66～69歳まで		70歳以上	
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
1～2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

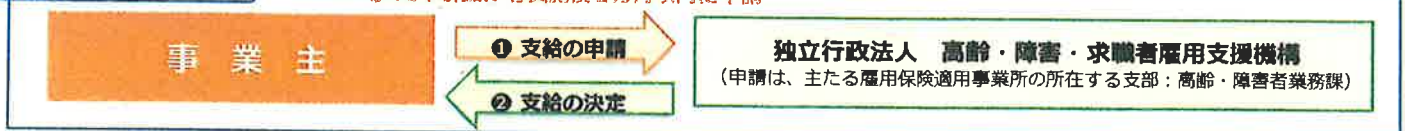
※定年引上げと、継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合の支給額は、いずれか高い額のみとなります。

主な支給要件

- 制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
- 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること。
- 制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条第1項の規定と異なる定めをしていないこと。
- 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者*が1人以上いること。
*短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。
- 高年齢者雇用推進員の選任及び次の(a)から(g)までの高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること。
【高年齢者雇用管理に関する措置】
(a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等 (b)作業施設・方法の改善
(c)健康管理、安全衛生の配慮 (d)職域の拡大 (e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の改善
(f)賃金体系の見直し、(g)勤務時間制度の弾力化

受給手続きの流れ

① 定年引上げ等実施後2カ月以内に申請



今後の会議スケジュールについて

日	時	会議名
3月29日（金）	15時頃～	協会理事会（懇親会）
5月14日（火）	終日	協会理事会 関係団体理事会・役員会
5月31日（金）	13時頃～	協会総会（懇親会）
6月7日（金）	終日	関係団体総会（懇親会）